

令和 7 年度北薩地域関係人口（移住・観光）創出事業
業務委託に係る企画提案実施要領

1 業務目的

北薩地域においては、認知度が低い観光地が多いことから、宿泊旅行実施率が高い、10 代から 20 代の男女をターゲットとし、「観光・食・住」について P R 動画を作成し、S N S やイベント等を通じて発信することにより、県内外への北薩地域の認知度向上や誘客促進を図る。

※ 北薩地域：阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町

2 業務委託の内容

「北薩地域関係人口（移住・観光）創出事業業務委託仕様書」による。

3 事業費

3,967 千円以内（消費税及び地方消費税含む）

4 参加要件

以下の要件を全て満たす企業又は団体

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 自治体及びこれに類する団体等で同種の事業実績があること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者
 - ③ 県税の未納がある
 - ④ 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱に規定する「暴力団排除措置の対象となる法人等」に該当する者
- (4) 北薩地域振興局総務企画部総務企画課との業務打合せ（随時実施、対面又は W E B 会議）に必ず出席できること。

5 スケジュール

- | | |
|------------------------------------|---------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 7 年 11 月 17 日（月） |
| (2) 企画提案の質問受付期限 | 11 月 28 日（金） |
| ※ 質問への回答は、12 月 5 日（金）までに県ホームページに掲載 | |
| (3) 参加申込書提出期限 | 12 月 8 日（月）午後 5 時 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 12 月 15 日（月）午後 5 時 |
| (5) 選考結果通知 | 選考終了後、速やかに実施 |
| (6) 受託事業者決定・契約手続開始 | 選考結果通知後、速やかに実施 |

6 応募方法

- (1) 提出書類

ア 参加申込書

別添「参加申込書」（様式 1）により、電子メールで行うこと。（送信の事

前又は事後に必ず電話確認を行うこと。)

イ 企画提案書

別添「企画提案書」(様式2)に、別添仕様書の内容に即した次の事項を具体的に記載した企画書(様式は任意)を添付して提出すること。

- (ア) 企画案
- (イ) PR動画のイメージ案
- (ウ) 委託業務の遂行に係るスケジュール
- (エ) 委託業務の遂行に係る実施体制
- (オ) 類似業務実績
- (カ) 特記すべき事項

ウ 参考見積書(任意様式)

- ・ 別添仕様書の業務内容に係る見積について、可能な限り項目を細分化し内訳を明記すること。
- ・ 提案に当たっては3,967千円以内(消費税及び地方消費税含む)を上限として積算すること。
- ・ 正式な見積書については、審査の結果を踏まえ、最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

エ 県が行う契約からの暴力団排除措置に係る関係書類

鹿児島県「役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格者名簿」に登載されていない応募者については、別添「誓約書・役員等名簿」(様式3)を提出すること。

オ 法人の概要書(任意様式)

代表者、所在地、事業内容、役員及び連絡先等を記載すること。

カ 「県税(鹿児島県)に未納がないこと」を証明する納税証明書

キ その他

これまでの実績やアピールしたい資料があれば、併せて提出すること。

(2) 提出の条件

ア 企画提案は、1社につき1案に限る。

イ 提出された企画提案書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。また、提出書類は提案者に無断で審査目的以外で使用しないが、審査作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。

ウ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら具体的な事業内容等を決定することとし、企画の一部を修正又は変更する場合もある。

エ 企画提案に要する一切の費用は、応募者負担とする。

オ 参加申込書を提出した場合であっても、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(3) 提出部数

上記(1)ア、エ：1部

上記(1)イ、ウ、オ、カ、キ：6部

- (4) 提出方法
持参または郵送とする。

- (5) 提出期限
令和 7 年 12 月 15 日（月）午後 5 時（必着）

7 質問について

本事業に関する質問については、令和 7 年 11 月 28 日（金）午後 5 時（必着）までに、別添「質問書」（様式 4）により、電子メールで送信すること。

質問に対しては、質問者に回答を行うとともに、令和 7 年 12 月 5 日（金）までに県ホームページに掲載する。

8 審査について

(1) 選定・決定方法

ア 応募のあった提案については、鹿児島県北薩地域振興局総務企画部に設置する企画提案選定委員会において、書類審査により事業者を選定することとし、選定結果は応募者全員に通知する。

イ 委託契約については、原則として第一位選定者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合、又は提出書類に虚偽の記載がされていた場合等はその選定を取り消すとともに、順次以降の者を繰り上げて、当該候補者と協議の上、契約する。

ウ 応募者が 1 者のみであった場合又は審査の結果、同点となった者が 2 者以上あった場合には、企画提案選定委員会において協議の上、決定する。

エ プレゼンテーションは、原則実施しない。

(2) 審査・選考基準

提案企画について、別添仕様書に示す要件に基づく提案内容の優位性等について、以下の観点から総合的に判断する。

ア 本業務の目的及び内容等の理解度が高く、本事業の目的及び期待する成果に合致した企画提案になっているか。

イ 起用するミドルインフルエンサーについて、10 代から 20 代の男女に訴求効果の高いミドルインフルエンサーを過去の実績、影響効果見込み等の観点から選定しているか。

ウ 情報発信等は適切か。

エ 実施スケジュールは実現可能か。

オ 実施体制は確立されているか。

カ 事業効果が見込めるか。

キ 類似業務実績は十分か。

ク 見積内容等は内訳が明示され適切か。

9 その他特記事項

- (1) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。また、審査内容及び評価結果に対する異議申立は認めない。

- (2) 仕様書の内容については、選定事業者と協議の上、予算の範囲内において変更することができるものとする。また、業務の遂行に際し必要な具体の履行条件等を調整の上、選定事業者と契約の手続きを進めるものとする。
- (3) 委託業務の実施に際し、仕様書に定めのない事項については、北薩地域振興局総務企画部と協議の上、決定するものとする。

10 書類等の提出先

〒895-8501 薩摩川内市神田町 1-22

鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課地域振興係

担当：新名主，松崎

電 話：0996-25-5107

メール：kita-sochi@pref.kagoshima.lg.jp